

鹿児島県の外来動植物対策に関する条例の骨子案に対する パブリック・コメントの結果

- 1 実施期間 平成30年10月16日（火）～平成30年11月16日（金）
- 2 意見の提出状況 4人（4件）
- 3 提出された意見の概要，それに対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方等
1	<p>最近，実家近所に耕作放棄地が増え雑草が生い茂っており，このような人家近くの場所が外来種の住処になるのではないかと，周辺でも時々話題になる。</p> <p>また，仮に耕作放棄地に外来の植物を放棄されても，きちんと管理されていないため，近隣の一般住民では分からない。</p> <p>この条例で，耕作放棄地などの管理をきちんとするように義務づけるべきではないか。</p>	<p>外来動植物の問題は，県だけでは対処できない問題であることから，県民等は県が実施する施策に協力するなど，指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に寄与するように努めなければならないことを規定しており（第4条），必要に応じて，耕作放棄地等においても適切な管理の協力を求めることとしております。</p>
2	<p>具体的に，どのような種類が指定されるのか。</p> <p>生息状況の調査や専門家の意見などを聞き，危険な事態が目の前に迫っているものから指定すべき。</p> <p>また，指定されたことで，今飼育している人が飼ってはいけないと誤解し，放棄することも考えられるので，条例の内容を丁寧に県民に普及すべき。</p>	<p>指定外来動植物の指定は外来動植物（外来生物法に規定する特定外来動植物を除く。）であって，県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるものを選定し，鹿児島県環境審議会の意見を聴くとともに指定案を告示し，利害関係人に意見書の提出の機会を設けるなど，幅広く意見を聴いた上で，行うこととしております。（第7条）</p> <p>なお，条例の普及啓発については，市町村や関係者とも緊密な連携を図りながら，各種広報媒体等を活用し実効性のある取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

3	<p>奄美大島では、ノネコ、ノイヌ、ノヤギ、ゴケグモなどたくさんの外種が入っている。</p> <p>アマミノクロウサギ等希少種の捕食が確認されている。</p> <p>ノネコ・ノイヌが山中に定着している生息・定着していることから、外来種によって元々奄美大島に住んでいる動物や昆虫などが被害にあっていると思われる。</p> <p>外来種も人間が持ち込んだものであるからちゃんと飼っていれば問題は防ぐことができたのではないか。</p> <p>世界自然遺産登録推薦も控えているので、外来種の規制を強化してもらいたい。</p>	<p>規制地域内で指定外来動植物の飼養等をする者は当該指定外来動植物に係る適合飼養等施設（指定外来動植物の性質に応じて知事が定める基準に適合する飼養等のための施設をいう。）に当該指定外来動植物を収容することを規定しており、条例の普及啓発とともに同規定の遵守を促すことによって、適切な飼養等が推進されるものと考えております。（第8条）</p>
4	<p>外来動物の意図的な放出は非常に悪質で、その後の影響も非常に大きいことから、罰則を伴った規制を検討すべきだと思う。</p>	<p>指定外来動植物を規制地域内において適合飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下、「放出等」という。）をしてはならないことを規定しております。（第9条）</p> <p>また、第9条の規定に違反して指定外来動植物を放出等をした者に対して、その行為を中止させ、是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができることとし、正当な理由なく勧告に従わないときはその者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができるとしており、条例の普及啓発とともにこれらの規定を適切に運用することにより、規制の実効性が図られるものと考えております。（第12条）</p>